

宿泊税制度の周知業務に係る仕様書

1 業務名

宿泊税制度の周知業務

2 業務の趣旨・目的

本市では、国際文化観光都市京都の魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、平成30年10月1日から宿泊税を導入することとしています。

宿泊税は、宿泊施設の経営者に宿泊客から宿泊料金に応じた税を徴収していただき、本市に申告納入していただくものであり、その導入に当たっては、市民、入浴客及び宿泊事業者に効果的な周知を図っていく必要があります。

このことから、公募型プロポーザル方式により、宿泊税制度の周知業務について、受託候補者の選定を行うものです。

3 業務の内容

(1) 宿泊事業者説明用広報物の作成

ア 円滑に宿泊税をお支払いいただくことを目的として、宿泊事業者が宿泊客に宿泊税の概要を説明するために使用する以下の広報物を平成30年6月下旬までに作成し、本市に納品する。

(ア) 宿泊施設に掲示する広報物（ポスター等）：1種類以上

(イ) 宿泊施設において宿泊客に配布する広報物（チラシ、リーフレット等）：1種類以上

※ (イ)については制度開始前用と制度開始後用で文言を変えて作成する。

イ 広報物の作成部数については以下のとおりとする。

(ア) 宿泊施設に掲示する広報物（ポスター等）：各種類7,000部以上

(イ) 宿泊施設において宿泊客に配布する広報物（チラシ、リーフレット等）：各種類700,000部（制度開始前用350,000部以上＋制度開始後用350,000部以上）

ウ 広報物の種類及びデザインについては、受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協議のうえ確定する。

エ 広報物は日本語のほか、英語、中国語（簡体字・繁体字）及び韓国語に対応したものとする。

オ 広報物のデザイン費、翻訳委託料及び印刷代については委託料に含むものとする。

(2) 宿泊税制度に関する市民及び入浴客向けのポスターの作成及び主要鉄道駅への掲示

ア 宿泊税制度の概要を市民及び入浴客に広く周知し、宿泊税への理解を促進するための広報用ポスターを平成30年6月下旬までに作成する。

イ 作成したポスターを本市に納品するとともに、入浴客への周知効果が高い主要鉄道駅において効果的な掲示を行う。

ウ 広報物のデザイン、作成部数及び掲示場所については、受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協議のうえ確定する。

エ ポスターは、日本語のほか、英語、中国語（簡体字・繁体字）及び韓国語に対応したもの

とする。

オ 広報物のデザイン費、翻訳委託料及び印刷代については委託料に含むものとする。

カ 掲示場所の使用料金が発生する場合は、当該経費は委託料に含むものとする。

(3) その他広報活動

上記のほか、国内及び海外からの入浴客などに向け、効果的な広報の手法を提案し、本市と受託者が協議のうえ内容を確定し、実施する。

(4) 事業報告書の提出

実施した事業の内容について、事業終了後に以下の書類（各1部）を本市に提出する。

ア 完了通知書

イ 納品書

ウ 請求書

エ その他本市が必要と認める書類

(5) 電子データの提出

本業務において作成する広報物については、電子データを提出すること。

なお、電子データの形式はMicrosoft Word, Microsoft Excel, Microsoft Power Point 又は Adobe Acrobat を基本とし、その他のアプリケーションを用いる場合は、本市と協議を行う。

4 履行期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

5 提出書類

本業務の実施に当たって受託者は、契約締結の日から7日以内に次の必要書類を提出し、本市の承諾を得るものとする。

(1) 業務実施計画書兼工程表

(2) 人員体制表

6 その他留意事項

(1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、正確に行う。

(2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議のうえ、決定する。

(3) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、本市に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。

(4) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。

(5) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整する。

(6) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負う。